

## 監 査 結 果 の 公 表

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第6項の規定に基づき平成26年6月18日付け総第86号で市長から要求のあった監査について監査した結果を、同法第9項及び第10項の規定に基づき別紙のとおり公表する。

平成26年8月21日

四街道市監査委員	勝 山 信
四街道市監査委員	井戸川 員 三
四街道市監査委員	阿 部 治 夫

## 市長からの要求に係る監査結果報告

### 1. 市長の監査要求内容

- (1) 平成25年度こどもルーム運営事業（みそら小こどもルーム新築工事）に係る事務執行の適否について
- (2) 平成25年度放課後児童クラブ整備費補助金に係る事務処理の適否について  
(別紙 平成26年6月18日付け総第86号のとおり)

### 2. 監査の期間

平成26年6月18日から平成26年8月19日まで

### 3. 監査の方法

監査に当たっては、経営企画部財政課、同契約課、健康こども部こども保育課及び都市部建築課から提出のあった関係書類を審査するとともに、関係職員に対して事情聴取を行った。

### 4. 監査の結果

- (1) 平成25年度こどもルーム運営事業（みそら小こどもルーム新築工事）に係る事務執行の適否について

補助金の交付申請事務、契約関係事務、工事監理、請負業者への工事請負代金の支払い及び遅延損害金の徴収並びに補正予算の編成及び歳出予算の繰越手続等については、提出された書類による調査及び関係職員からの事情聴取などから、適正に処理されていたものと認められた。

また、工事に遅延があったとはいえ、事業の目的であるこどもルームの開設は達成できている。

- (2) 平成25年度放課後児童クラブ整備費補助金に係る事務処理の適否について

平成25年4月11日付けの平成25年度予算執行方針において、基本事項として、(3)には「事業の進捗状況の把握、進行管理を徹底し、年度内に完了しないおそれが生じた場合には、速やかに財政課長に報告し、予算の繰越明許の手続について協議すること。安易な事故繰越は、厳に慎むこと。」とされている。

本件においては、明許繰越しの手続を行うかどうかは、年度内に工事完

成ができるという請負業者からの報告等を考慮し、協議を重ねて検討した結果、明許繰越しの手続をしなかった。結果として財源不足を生じてしまったといえども、明許繰越しの手続を行わなかったことについて、必ずしも適正でないとは言えない。

## 5. 意見

本件要求についての監査の結果は、上記のとおりである。

しかしながら、地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。

結果として明許繰越しの手続をしなかったことにより、財政調整基金からの繰入金によりその財源不足を補てんしたことは事実であり、遺憾である。

今後このようなことがないよう再発防止策を講じられたい。



総 第 86 号  
平成26年6月18日

四街道市監査委員

勝 山 信 様  
井戸川 員 三 様  
阿 部 治 夫 様

四街道市長 佐 渡



地方自治法第199条第6項の規定により、以下のとおり監査を要求します。

記

1 監査要求事項

- (1)平成25年度こどもルーム運営事業(みそら小こどもルーム新築工事)に係る事務執行の適否について
- (2)平成25年度放課後児童クラブ整備費補助金に係る事務処理の適否について

2 監査要求理由

平成25年度みそら小こどもルーム新築工事は、資材調達等の遅れから年度内に工事が完了せず、財源と予定していた補助金(10,653千円)の交付を受けることができなくなり、専決処分により一般財源を充当する補正予算を編成したが、平成26年6月議会で不承認となったため、本事業の執行管理について検証し、必要な措置を講ずるため

3 関係部署

経営企画部財政課、契約課、健康こども部こども保育課、都市部建築課

4 添付書類

- ・平成25年度四街道市一般会計予算書
- ・平成25年度予算執行方針
- ・設計、入札、契約関係書類
- ・放課後児童クラブ整備費補助金関係書類
- ・施工監理関係書類
- ・平成25年度四街道市一般会計補正予算(第4号)
- ・平成25年度四街道市一般会計予算事故繰越計算書
- ・平成25年度四街道市一般会計補正予算(専決第1号)
- ・経過

